

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト Q&A2026

NO.	項目	Q:質問	A:回答
1	応募条件	支援機器の製造事業者には、支援機器の販売事業者は含まれるでしょうか？	含まれます。 但し、以下に掲げる役割が求められます。 ・製品化された支援機器を個々の障害状況に合わせて改良や調整をしたうえで、障害者等を雇用している企業等に提供すること。 ・実証評価の期間中、支援機器の改良や調整・適合のため、必要に応じて仲介者と共に実証の場(実証評価の現場)に立ち会うこと。
2	応募条件	製造事業者には、輸入事業者は含まれるでしょうか？	原則、国内の製造・販売事業者としておりますが、海外メーカーの日本国内の正規輸入代理店であって、実証評価の実施や結果を踏まえて、支援機器の開発及び普及、さらには障害者等の就労を促進するものであれば差し支えありません。
3	応募条件	一般企業等には、就労支援継続のA型やB型は含まれるのでしょうか？	含まれません。 本事業において想定している一般企業等とは、既に障害者を雇用(予定を含む)している一般企業や特例子会社等となります。但し、A型やB型サービスを実施している事業所において一般雇用している場合等は含まれます。
4	応募条件	個人経営の応募は可能でしょうか？	可能です。 但し、一般企業と同様、財務状況が確認できる資料等の提出が必要です。 詳細は事務局まで問い合わせください。
5	応募条件	海外に製造拠点がありますが、本事業に応募は可能でしょうか？	原則、対象外とさせていただきます。 実証評価の実施にあたり、機器・システムの改良や調整等の対応が求められると思われま す。本事業では、原則、国内の製造拠点のある開発企業等を応募条件といたします。 但し、国内にある別の工場や従事者において、当該製品の改良や調整等が当該機器のメー カーの立場でできる場合には、差し支えないことといたします。 事務局までご相談ください。
6	応募条件	製造事業者は1社ではなく、2社以上であつても差支えないでしょうか？	差し支えありません。 ただし、応募にあたって、代表となる開発企業を決定してください。(当該申請に責任をもつ 窓口を明確にしてください。)
7	応募条件	起業して間もないため、決算書類が提出できません。この場合、応募は可能でしょうか？	資本金や借入金、収支計画等がわかる書類及び設立謄本等を提出いただくことにより、個 別に判断させていただきます。 事務局まで相談してください。
8	応募条件	実証評価チームの代表は、製造事業者となっていますが、仲介者や一般企業が代表を努めることは可能でしょうか？	申請の代表者は、実証評価時に使用する機器等の製造事業者としてください。 本事業では、仲介者や実証評価先にあたる一般企業が代表者になることはできません。

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト Q&A2026

NO.	項目	Q:質問	A:回答
9	応募条件	実証評価に用いる機器は、既に販売している機器でも良いのでしょうか？	原則、既に販売している機器を実証評価の対象としてください。
10	応募条件	実証評価の結果、機器の改良は必須でしょうか？	必ず行う必要はありません。実施内容に応じて、適宜判断してください。 関連する重要事項 本事業では、基本、開発段階にある機器等の性能や安全性を評価するものではありません。ハード面の安全性を担保している機器等としてください。 また、利用場面における安全性の確保は、実証評価にあたり十分留意して行ってください。状況に応じて保険をかけて行ってください。
11	応募条件	公募要項では「実証評価は、1チームあたり2か所以内とし、…」とされていますが、具体的に教えてください	1チームあたり、実証評価(一般企業等)の実施が可能な所数を指しています。実証評価では、複数人の障害者を対象にして差支えありません。
12	応募条件(対象機器等)	実証評価で使用する機器は開発途中(発売前)のものでも差支えないのでしょうか？	基本的には、当該機器の製造物責任が負うもので、発売可能な状態の機器等としてください。 関連する重要事項(再掲) 本事業では、基本、開発段階にある機器等の性能や安全性を評価するものではありません。ハード面の安全性を担保している機器等としてください。 また、利用場面における安全性の確保は、実証評価にあたり十分留意して行ってください。状況に応じて保険をかけて行ってください。
13	応募条件(対象機器等)	対象となる支援機器は、ハードウェアではなく、アプリをはじめとするソフトウェアも可能でしょうか？	対象となります。 但し、実証評価に必要な範囲となります。(実証評価に関係のないアプリ等は対象外となります。)
14	応募条件(対象機器等)	高齢者の自立や介護、見守りを目的とした機器・システムは対象になりますでしょうか？	原則、対象外となります。 本事業では、障害者の自立支援機器(システムを含む)を対象としています。高齢障害者の一般就労に資する機器等の提案を検討している方は、事務局までご相談ください。
15	応募条件(実証計画)	実証計画の作成は、採択後でも良いのでしょうか？	応募要項「4.実証評価の実施」に掲げている実証評価計画について、実証評価チームで合意したものとし、応募前に必ず作成してください。 採択審査の重要な判断材料となります。
16	応募期限	応募期限について教えてください	令和8年6月30日(火)17時までとなります

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト Q&A2026

NO.	項目	Q:質問	A:回答
17	対象経費(賃金)	賃金の対象となる雇用形態について、教えてください	実証評価の実施等にかかる賃金となります、アルバイトやパート、派遣社員等を問いません。なお、既に雇用されている障害者の賃金は対象となりません。
18	対象経費(賃金)	製造事業者が仲介者の業務を兼務することは可能でしょうか？	製造事業者による仲介者の兼務は、認められません。 但し、実証評価に必要な費用の計上については、差支えありません。
19	対象経費(賃金)	企業配置型のジョブコーチは、仲介者としてチームに入ることは可能でしょうか？	差し支えありません。 但し、実証評価先の企業に勤務する者である場合、賃金は補助の対象となりません。
20	対象経費(賃金)	一般企業等において、実証評価の対象となる従業員の人件費の計上は可能でしょうか？	原則、計上できません。 従業員として給料が支払われている者に関しては、計上できません。 但し、雇用予定者の場合には、実証評価にかかる部分に限って、計上して差し支えないことといたします。
21	対象経費(備品費・消耗品費)	備品と消耗品の違いについて、教えてください。	備品は、実証評価後も継続して使用可能の財産としております。 消耗品は、実証評価時のみ使用するもの、使用することで消耗し長期間の保存に適さないものなどを想定しています。
22	対象経費(備品費)	実証評価の際に必要なパソコンやタブレット等の購入は備品費として計上差し支えないでしょうか？	一般利用が可能な汎用機器は、原則対象外となります。但し、本事業の目的である実証評価のみに使用する機器(機能制限を加えたもの)は差支えないことといたします。 一般のパソコン等でモニターが可能な場合にはレンタル等を利用してください。
23	補助金の交付時期	補助金は概算払いでしょうか？ また交付される時期は？	概算払いを予定しています。但し、補助事業者の財務状況によって、精算払いをお願いすることがあります。 なお、資金交付の時期は、補助事業者が内定通知を受領し、協会に対して正式な交付申請書を提出し、もって協会から交付決定通知書の交付を受領した後となります。しかしながら、資金交付は厚生労働省から当協会に資金交付された後となることにご留意ください。また、資金交付は原則2回に分けて交付いたします。
24	補助金の支払	補助金の交付先について、教えてください。	本事業の申請代表者となります。仲介者等に対する支払いは申請代表者から行っていただくこととなります。 当協会から仲介者や一般企業等への支払は行いません。本事業に係る会計上の責任者は申請代表にあたる製造事業者となります。
25	事業内容の変更	本事業採択後、申請時の事業内容を変更することは可能でしょうか？	変更する内容や規模によって変更交付申請を行う必要がございます。発生する場合には必ず事務局へ相談してください。

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト Q&A2026

NO.	項目	Q:質問	A:回答
26	実績報告	事業終了後1か月以内又は、令和9年2月10日のいずれか早い日までに提出する書類とは？	交付要項の第11条に定める様式第3(実績報告書)となります。
27	実績報告(超過交付額等の返還)	補助金の対象とならない費用を支払ったり、補助金に残額が発生した場合にはどうなるのでしょうか？	協会へ返還していただきます。 間接補助事業者は事業終了後、協会に対して実績報告を提出し、協会は支出内容を確認し、補助金の額の確定を行います。その結果、超過交付額や不適切な支出等が確認された場合には、速やかに補助金の返還を求めます。
28	証拠書類の保管期間	実績報告の提出時、補助対象経費に係る、見積書や請求書、領収書等の証拠書類の提出は必要でしょうか？	証拠書類等を提出する必要はありませんが、本事業にかかる証拠書類等は必ず他の事業と区別して、最低でも5年間保管してください。 「補助金の適切化に関する法律」に該当するとともに、終了後5年間は会計検査院による検査の対象になります。 事業終了後における関係書類及び証拠書類等の保管に厳守してください。